

## ○湯前町光ブロードバンド整備事業補助金交付要領

(令和4年3月24日要領第1号)

改正 令和4年4月18日要領第8号

(趣旨)

第1条 この要領は、湯前町内全域に光ファイバーを敷設し、ブロードバンドサービス（以下「サービス」という。）を提供することにより、住民生活の利便性向上を図るため、高度無線環境整備推進事業を行う電気通信事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、湯前町補助金交付要綱（平成19年要綱第1号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、湯前町光ブロードバンド整備事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、前条に規定する補助対象事業を行う電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるサービスを提供するために必要な設備構築に要する経費（附帯する工事費、調査費、設計費及び施工管理費を含む。）とする。ただし、消費税に相当する額を除くものとする。

- (1) 通信設備構築費
- (2) 光伝送路構築費
- (3) 開通工事費
- (4) 維持管理費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請及び申請期限)

第6条 補助対象事業者は、要綱第3条に基づき、補助対象事業を開始した日から起算して30日以内に、必要書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書類の提出があったときは、その内容について審査を行い、交付が適当と認める場合は、湯前町光ブロードバンド整備事業補助金交付決定通知書(様式第1号)により補助事業者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者が、申請の取下げを行う場合には、前条に規定する補助金交付決定通知書の交付を受けてから15日以内までに、町長へ湯前町光ブロードバンド整備事業補助金交付申請取下書(様式第2号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、要綱第8条に規定する補助事業実績報告書(別記第2号様式)を、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 要綱第8条第1項の別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事前後の写真、納品写真及び設置前後の写真

(2) 工事に関する作業報告書の写し等

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第3号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書(様式第4号)を、町長へ提出するものとする。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第10条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

- (1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金の返還を命ずることができる。

(関係書類の管理等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 補助事業者は、町長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示するものとする。

(完了後の報告等)

第15条 町長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る整備内容等について調査し、又は補助事業者に対して報告を求めることができる。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月18日要領第8号)

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 2 号 (第 8 条関係)

補助金申請取下書

[別紙参照]

様式第 3 号 (第 10 条関係)

補助金額確定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号 (第 11 条関係)

補助金交付請求書

[別紙参照]